

所得税の確定申告、市・道民税の申告期限は3月15日(火)までです

所得税の確定申告

【申告会場】 滝川税務署 2階 大会議室

【開設期間】 2月16日(水)～3月15日(火)

【受付時間】 平日 9時～16時

※申告会場の混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。「入場整理券」は税務署で当日配付しているほか、国税庁LINE公式アカウントから事前発行することもできます。

所得税の確定申告が必要な方

《給与所得以外の方》

令和3年中の所得の合計額が、基礎控除・扶養控除・社会保険料などの所得控除の合計額を超える方

《給与所得の方》 次のいずれかに該当する方

- ①令和3年中の給与収入が2,000万円を超える方
- ②給与所得および退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ③2か所以上から給与を受け取っている場合、主たる給与以外の給与収入と②の合計額が20万円を超える方

市・道民税の申告

【申告会場】 市役所 8階 大会議室

【受付時間】 平日 8時30分～11時30分、13時～16時

休日(2月26日、3月6日) 9時～12時、13時～15時

事前予約は
不要です

《新型コロナウイルス感染症対策のため、市役所での申告受付は申告日を地区別とします》

ご都合がつかない方は、ほかの地区対象の日程でも申告をお受けします。

日	月	火	水	木	金	土
2/13	14	15	16 西滝川・北滝の川・屯田町・滝の川町	17	18 二の坂町・黄金町・南滝の川・文京町	19
20	21 二の坂町・黄金町・南滝の川・文京町	22 朝日町・一の坂町	23・天皇誕生日	24 朝日町・一の坂町	25 本町・大町・緑町・江部乙全域	26 江部乙支所 休日申告※1
27	28 本町・大町・緑町・江部乙全域	3/1 東町・流通団地・東滝川全域	2	3 栄町・明神町・新町・空知町・中島町・花月町	4	5
6 滝川市役所 休日申告※1	7 泉町・幸町・有明町	8	9 西町・扇町	10	11 市内全域※2	12
13	14 市内全域※2	15	※1 平日に都合がつかない全地区の方が対象です。 ※2 15日のみ15時で受付終了。ほかの日程で都合がつかない方が対象です。			

★市・道民税の申告は、申告期間後も税務課市民税係(市役所3階)3番窓口で随時受け付けを行います。

市・道民税の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、滝川市に住所がある方は令和3年中の所得について申告していただく必要があります。ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

- ①所得税の確定申告をした方
 - ②給与所得のみの方で、年末調整で所得税の精算が済んだ方
- ※遺族年金・障害年金のみの方や、令和3年中に収入がなかった方は、電話での申告を受け付けます。

次の内容は、**市役所**では受け付けをしていませんのでご注意ください。

事業所得(営業・不動産など)の**初回**の申告

青色申告

譲渡所得(土地・建物、その他)

上場株式等の配当等・譲渡所得

住宅借入金等特別控除の申告

雑損控除・災害減免額

※上記の対象に該当するかどうか不明な場合は、事前にお問い合わせください。

申告方法等の詳細は次のページをご確認ください。